

業務用封筒広告掲載基準

(規制事業者又は業種)

第1条 次の各号に定める事業者の広告は、掲載しない。個人事業主は、この場合において「事業主」とあるのは「個人事業主」と読み替えるものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (3) 各種法令に違反している事業者
- (4) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (5) 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしている事業者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (7) 入札参加停止の措置を受けている事業者
- (8) 法人住民税または法人税（個人事業主については住民税または所得税）を滞納している事業者
- (9) その他市長が広告を掲載することを不適切と認める事業者

2 次の各号に定める業種の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びに類似する業種
- (2) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業
- (3) たばこ
- (4) ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーキー（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く）に関する業種
- (5) 占い、運勢判断等
- (6) 興信所・探偵事務所等
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) その他市長が広告を掲載することを不適切と認める業種

(掲載基準)

第2条 筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第3条の規定により、掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの。
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの。
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの。
- (5) 意見広告及び個人の宣伝を内容とするもの。
- (6) 虚偽、誇大若しくは紛らわしい表現により誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの。

- (7) 掲載媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの。

(広告の審査)

第3条 筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第17条に規定されている運営委員会で、広告の審査を行うものとする。

(運営委員会)

第4条 筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第17条の規定により、運営委員会は、市長公室長、財務部長、広報主管課長、総務主管課長、企画主管課長、管財主管課長で組織するものとする。